

## エネルギーコスト負担の軽減に向けた取組みに関するアンケート結果

## I. 実施趣旨・要領

東日本大震災後の原子力発電所の停止や近年の円高調整等により、わが国では電力料金の上昇が大きな問題となっている。経団連では、安全の確認された原発の再稼働を求めてきたが、稼働が本格化する見通しは立っていない。

そこで、今後の取組みの参考とするため、エネルギーコストの軽減に資する省エネ・創エネ設備の導入等を促進するために有効な政策について、アンケートを実施した。

- (1) 調査対象： 会長・副会長会社、審議員会議長・副議長会社、資源・エネルギー対策委員会委員会社・団体
- (2) 送付総数： 197 社・団体
- (3) 回答総数： 55 社・団体（回収率：28%）
- (4) 調査期間： 2014 年 9 月 1 日～9 月 16 日
- (5) 回答方法： 自由記述

## II. 結果（概要）

## 1. 補助金

- (1) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金【41 社・団体】
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金【3 社・団体】
- (3) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金【3 社・団体】
- (4) 分散型電源導入促進事業費補助金【3 社・団体】
- (5) その他【18 社・団体】

## 2. 政策融資

- (1) 環境・エネルギー対策資金【5 社・団体】
- (2) その他【12 社・団体】

## 3. 税制

- (1) グリーン投資税制【8 社・団体】
- (2) 地球温暖化対策税【4 社・団体】
- (3) 固定資産税【8 社・団体】
- (4) その他【15 社・団体】

## 4. 規制改革

- (1) 再生可能エネルギー【10 社・団体】
- (2) 省エネルギー【5 社・団体】
- (3) その他【12 社・団体】

以上

### Ⅲ. 主な意見

#### 1. 補助金

##### (1) エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

- ①スケジュールの見直し
  - 公募・採択時期の前倒し、工事終了時期の後ろ倒し
  - 交付決定前に取得した見積書の活用
  - 補助金枠の分割・補助金申請機会の複数化
- ②複数年事業への対応
  - (ア) 事業期間を通じた工事の継続
  - (イ) 年度ごとの事業報告義務の廃止
  - (ウ) 複数年度事業への予算配分の拡大
  - (エ) 複数年度予算の導入
- ③年度またぎ事業の要件緩和
  - 「2月～4月に事業を実施せざるを得ない要因として、補助事業者では変更することのできない外的要因が存在すること」という要件は過度に厳格
- ④補助対象の拡大
  - (ア) 交付決定前のメーカーへの発注
  - (イ) 「先端的な省エネ設備・システム」に該当しない、省エネ効果の大きな設備等
  - (ウ) 実施可能性調査
  - (エ) 小額投資
    - 現行の「補助金 100万円未満は対象外」との要件が小額での機器更新を阻害
  - (オ) 基礎工事、建屋への投資
  - (カ) 設備の保守点検費用
  - (キ) 既存設備の撤去、現有機器の移設に係る費用
  - (ク) ランニングコスト（燃料費等）
  - (ケ) 設備の新規導入
  - (コ) 自社で発生する労務費（外注した場合は対象）
- ⑤申請手続の簡素化・電子申請の容認
- ⑥補助率の引上げ・予算枠の拡大
- ⑦申請要件の緩和
  - (ア) 「工場・事業場等全体のエネルギー使用量が1%以上、または500k1以上削減されること」という要件の引下げ
  - (イ) 省エネ効果の評価方法の改善（原単位改善も容認）
  - (ウ) 参考見積・競争入札に関する条件緩和
- ⑧補助率の個別設定
  - 販売量増加により低価格化が進み、一般家庭への普及が見込める機器（太陽光発電、ヒートポンプ給湯、燃料電池、LED照明等）の補助率引上げ
- ⑨対象設備ごとの予算枠の明確化
- ⑩制度の継続

##### (2) 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金の復活・拡充

### (3) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

- ①申請手続の一本化（現状、環境省と委託先の両方への申請が必要）
- ②対象要件見直し（現状、対象外となっている成田・羽田・中部・関西・大阪の各空港の対象化）
- ③予算枠の分割による申請機会の複数化

### (4) 分散型電源導入促進事業費補助金

- ①複数年度事業への予算配分の拡大
- ②工事期間の延長
- ③補助金枠の拡大

### (5) その他

- ①省庁や地方自治体を実施している制度に関する情報（対象者・対象事業・補助率・申請状況等）の一元化および公表
- ②省エネ効果の高さが実証された事業への優先的な補助金の交付
- ③補助金交付団体ごとに異なる申請業務の運営方法（申請書類の書式等）の統一
- ④申請要件や提出書類に関する情報の早期提供（予算成立前から）
- ⑤審査の状況が申請者に分かる仕組みの構築
- ⑥申請手続の簡素化
- ⑦省エネ改修により、旧法基準で設置された既存設備を含む設備全体に新法基準が適用されることに伴うコスト増加への補助
- ⑧エネルギーの削減に貢献する製品を製造している企業に対してインセンティブを付与する制度の構築
- ⑨「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」の維持・拡大
- ⑩先進的な省エネ優良案件に対する補助率の引上げ
- ⑪補助金審査プロセスの加速化（とくに、中央政府と地方政府が折半で支給する補助金）
- ⑫政府負担による省エネ人材育成教育プログラムの実施
- ⑬再生可能エネルギー（自家消費）設備への補助率の引上げ
- ⑭申請目的を達成後、減価償却終了前における設備増強工事の容認

## 2. 政策融資

### (1) 「環境・エネルギー対策資金」

- ①融資対象事業者の拡大（現状は、実質的に中小企業に限定）
- ②融資枠の拡大（融資額を投資額に応じて引き上げること等）
- ③融資対象事業の拡大
  - 現状、「省エネルギー・特定高性能エネルギー消費設備関連」の融資対象が1%以上の省エネルギー効果が見込まれる省エネルギー施設等の取得に限定

### (2) その他

- ①大企業の省エネ投資に対する低利融資、利子補給等の制度構築
- ②電力多消費産業への金利優遇措置の導入
- ③返済軽減措置の導入（期限の延長等）
- ④融資可能残高の可視化
- ⑤中小・零細企業を対象とした融資の拡充

- ⑥申請手続の簡素化、審査期間の短縮
- ⑦融資対象事業の拡大
- ⑧政策融資に関する利用者への情報提供の充実

### 3. 税制

#### (1) グリーン投資減税

- ①対象の拡大
- ②税額控除の拡大
- ③特別償却限度額の引上げ
- ④税制措置期間の延長
- ⑤7%税額控除の大企業への適用

#### (2) 地球温暖化対策税

- ①廃止、または一時凍結
- ②使途拡大反対

#### (3) 固定資産税

- ①再生可能エネルギー自家発電設備に対する税の減免（自家消費の場合）
- ②省エネ・創エネ設備に対する税の減免
- ③地方の事業所・工場、新たな固定資産への課税減免（電気料金が高騰している間）
- ④公害防止用設備に関する特例の期限延長
- ⑤「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）」の対象資産に電力貯蔵装置を追加
- ⑥欠損状態にある企業への課税減免

#### (4) その他

- ①自動車関係諸税の簡素化・負担軽減
- ②新たな航空機代替燃料に対する燃料税率の引下げ
- ③ガソリン税、軽油引取税の本則税率上乗せ分の廃止
- ④石油諸税の増税、石油に係る新税創設の反対
- ⑤石油諸税と消費税の二重課税（TAX on TAX）の排除
- ⑥バイオエタノールの輸入関税無税化
- ⑦省エネ機器導入時における税制優遇策の改善（運用方法の変更や設備改善を含めたトータルの省エネ量を評価して優遇額を決定する等）
- ⑧研究開発税制
  - (ア) 控除率の拡大
  - (イ) 税制措置期間の恒久化
- ⑨生産性向上設備等投資促進税制
  - (ア) 制度の周知徹底
  - (イ) 対象の拡大
  - (ウ) 控除率の拡大
  - (エ) 税制措置期間の延長・恒久化
- ⑩省エネの実績をあげている企業に対する法人税の減税
- ⑪省エネ設備導入後の実績に基づく追加控除、控除期間延長

#### 4. 規制改革

##### (1) 再生可能エネルギー

- ①太陽光発電パネルに下部空間が生じた場合の、建築床面積への不算入
- ②再生可能エネルギー導入に伴う環境アセスの迅速化に向けた、共通基本情報の情報整備・公開
- ③再生可能エネルギーの賦課金制度の見直し  
(ア) 太陽光エネルギーの規模別買取単価の設定  
(イ) 水力発電の認定要件緩和、および調達価格の見直し
- ④バイオマスボイラー・発電の促進に向けた規制改革(稲わらの廃棄物からの除外等)
- ⑤建物屋上への太陽光パネル設置に関する消防法規則の解釈の自治体間における統一化
- ⑥太陽光発電の屋根貸し事業促進のための規制緩和
- ⑦小規模水力発電設置に関する規制緩和

##### (2) 省エネルギー

- ①省エネ改修工事実施時における、既存配管と新規配管の接続に関する規制緩和(既存配管が古い規制で敷設されている場合、新規配管を接続すると、新たな配管に対する規制が既存配管にも適用され、改修範囲が拡大するためコストが上昇)
- ②省エネ設備の早期設置に向けた建築確認申請、環境アセスメントの迅速化(更新時における過去のアセスメント結果の利用等)
- ③省エネ法定報告における原単位に代わる尺度の設定、および原単位変更を円滑にするための、新旧変換処置や連続的遷移処置等に関するマニュアルの整備
- ④工場立地法上の環境施設の対象拡大(太陽光発電設備以外の省エネ機器も含めるべき)

##### (3) その他

- ①コジェネ電力の普及拡大に向けた逆潮流の促進
- ②自己託送における30分同時同量に関する規制緩和
- ③公道下への専用配管・配線の敷設容認による近隣建物とのエネルギー融通の促進
- ④電力多消費産業への燃料調整費の暫定的免除
- ⑤地下水利用に関する自治体間の規制の統一
- ⑥緊急時(電力需給逼迫時等)の自家発電使用に対するSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>の総量規制の弾力化
- ⑦車両の大型化に対応した道路法等における許可基準の見直し
- ⑧沿海船航行区域の一部拡大
- ⑨電気主任技術者に関する規制緩和(複数事業所の兼任を容認)
- ⑩代替燃料受入設備投資に関わる県外産業廃棄物流入規制の見直し
- ⑪電力システム改革・ガスシステム改革の着実な遂行
- ⑫電力部分供給における許容変動範囲の一層の拡充

以上